

第3期嵐山町地域福祉計画、第2期嵐山町地域福祉活動計画（案） におけるパブリックコメントの実施結果について

○実施時期：令和5年1月16日（月）～2月6日（月）

○対象：(1) 町内に住所を有する方 (2) 町内に事務所又は事業所を有する方 (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
(4) 町内の学校に在学する方 (5) 町税の納税義務を有する方 (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有すると認められる方

○閲覧場所：ホームページ、福祉課、ふれあい交流センター、図書館、嵐山町社会福祉協議会

■結果

意見提出者	2名
意見項目	2項目

■意見一覧

項目	意見（原文のまま）	パブリックコメントに対する回答	区分
P79	6 広報・啓発活動の推進（3）薬物乱用防止運動の推進 …東松山保健所の続き、協議会の名称を訂正していただければと思います。 東松山保健所管内薬物乱用防止指導員協議会 協議会の会長を仰せつかっており、保健所担当者にも確認致しました。 よろしく願います。	・ご指摘のとおりであり、計画案に反映させていただきます。	・文章の修正、追加等、案に反映するもの
P43 P59	「地域包括支援体制の充実」、 「相談窓口間の連携」、「多職種の連携」 ここ9年程、嵐山町が毎年度、県に報告している高次脳機能障害相談者数は0人。 記載の変更は必要ありませんが、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者を早期に発見し、精神障害としての診断につなげ、相談の場につなげ、介護保険サービスや障害福祉サービスを活用して、早期に対応できる体制を整備して行って下さい。 嵐山町において、相談体制等が不十分なため、高次脳機能障害者が福祉・医療サービスへ確実に繋がる事が出来ていないのかもしれない。 また、必要に応じて、障害年金制度や生活困窮者支援施策、生活保護制度につなげて行って下さい。	・町では、専門相談として委託相談支援事業所に関わってもらっており、国の報告の際、事業所で相談を受けた件数を報告しておりますが、引き続き障害状況に応じた相談支援事業を実施し、今後も関係機関との連携を図っていきます。	・今後の事業を行なっていく上で留意するもの